

# 大分県報

平成三十年  
号外（七七）  
十一月二十二日

（木曜日）

## 目次

**規 則**  
大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正……………  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………  
大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正……………

## ○規 則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第七十六号

### 大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項中「並びに」を「、」に改め、「第八条」の下に「第十一条、第十二条第三項ただし書、第十三条、第十四条第一項、第十五条第二項、第十九条並びに第二十条第一項」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十二日

平成三十年十一月二十二日

大分県規則第七十七号

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一号中「第三条第一項」の下に「又は第十条第一項」を加え、同条第二号中「第四条第一項」の下に「若しくは第四項、第十一条若しくは第十二条第三項」を加え、同条第三号中「肝炎治療受給者証」の下に「又は同規則第十二条第一項の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証」を加え、同条第四号中「第五条」の下に「若しくは第十三条」を加え、同条第五号中「第七条」の下に「又は第十五条第一項」を加える。  
第十三条第一号ハ中「第三条第一項」の下に「又は第十条第一項」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第七十八号

### 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 肝炎治療（第三条―第八条）

第三章 肝がん・重度肝硬変治療（第九条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条）

### 附 則

第一章 総則

第二条に次の三項を加える。

大分県報号外（規則）

3 この規則において「肝がん・重度肝硬変入院医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変（非代償性肝硬変をいう。以下同じ。）の患者に對して行われる入院医療で保険適用となつてゐるもののうち、知事が別に定めるものをいう。

4 この規則において「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院医療及び当該医療を受けるために必要となる検査、入院その他の医療で保険適用となつてゐるものをいう。

5 この規則において「肝がん・重度肝硬変対象医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額（医療保険各法に規定する一部負担金の額をいう。）が医療保険各法及び医療保険各法に基づく政令に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。以下同じ。）のうち、当該医療の行われた月以前の十二月以内に、第九条第一項に規定する指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が既に三月以上ある月のものをいう。

**第二章 肝炎治療**

第三条第一項中「対象医療」を「インターフェロン治療等対象医療」に改め、同条第二項中「（以下）の下に「この章において」を加え、「対象医療」を「インターフェロン治療等対象医療」に改め、同条第三項中「対象医療」を「インターフェロン治療等対象医療」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、「次に掲げる書類を添付して」を削り、「（第一号様式）を」を「に知事が別に定める書類を添えて」に、「知事の」を「その」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第三号様式。」を削り、同条第三項中「対象医療」を「インターフェロン治療等対象医療」に改め、同条第四項中「（第三号様式の二）に第一項第一号、第三号及び第四号に定める書類を添付して」を「に知事が別に定める書類を添えて」に、「知事の」を「その」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第五条第一項及び第二項中「（第四号様式）」を削る。

第六条第一項中「き損」を「毀損」に改め、「（第五号様式）」を削る。

第九条中「この」を「この規則に定めるもののほか、この」に改め、「は、」の下に「知事が」を加え、同条を第二十一条とし、同条の前に次の一章及び章名を加える。

**第三章 肝がん・重度肝硬変治療**  
（指定医療機関の指定）

**第九条** 知事は、肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができ、かつ、肝がん・重

度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力することができる保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下この条において同じ。）を指定医療機関として指定するものとする。ただし、他の都道府県に所在する保険医療機関であつて、当該他の都道府県の知事の指定を受けている指定医療機関にあつては、本県の指定医療機関とみなす。

2 指定医療機関の指定を受けようとする保険医療機関は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書（以下「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により指定をしたときは、当該指定医療機関に対しその旨を通知するものとする。

4 指定医療機関は、指定申請書の内容に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。  
（医療費の助成）

**第十条** 知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変に罹患し、肝がん・重度肝硬変対象医療が必要な者であつて、次に掲げる要件を全て満たすも

一 県内に居住する者であること。  
二 指定医療機関において医療保険各法の規定による医療に関する給付（肝がん・重度肝硬変対象医療に係るものに限る。）を受けている者であること。

三 医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。  
四 次のイからハまでに掲げる年齢の区分に応じ、当該イからハまでに定める者であること。

イ 七十歳未満 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分欄にエ又はオと記載されている者（後期高齢者医療制度に加入している者を除く。）

ロ 七十歳以上七十五歳未満 医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が二割とされている者（後期高齢者医療制度に加入している者を除く。）

ハ 七十五歳以上 後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が発行する後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が一割とされている者（六十五歳以上七十五歳未満であつて後期高齢者医療制度に加入しているものうち、後期高齢者医療保険者証の一部負担

金の割合が一割とされているものを含む。)

五 肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究に協力することに同意し、臨床調査個人票及び同意書を提出した者

2 前項の規定により助成する額(以下この章において「助成額」という。)は、指定医療機関から受けた肝がん・重度肝硬変対象医療に要する費用の額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるべき場合は、その給付の限度において支給しないものとする。

一 医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額  
二 一月につき一万円

3 第一項の規定による助成は、参加者(第十二条第四項に規定する参加者をいう。以下この条において同じ。)が指定医療機関から肝がん・重度肝硬変対象医療を受けた場合に、当該参加者に代わり当該指定医療機関に対して助成額を支払うことにより行うものとする。

4 参加者は、第二項第二号に掲げる額を超えて支払った額があるときは、その超えた額の給付を知事に対し請求することができる。

(認定)

第十一条 前条第一項の規定による助成を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(以下「参加者証交付申請書」という。)に知事が別に定める書類を添えて知事に提出し、その認定を受けなければならない。

(参加者証の交付)

第十二条 知事は、前条の認定をしたときは、速やかに申請者に対し、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証(以下「参加者証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、前条の認定をしないことを決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

3 参加者証の有効期間は、原則として一年とする。ただし、医師が治療の継続を必要と認める場合は、参加者証交付申請書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出し、その認定を受け、これを更新することができる。

4 参加者証の交付を受けた者(以下「参加者」という。)は、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変対象医療を受けようとする場合は、当該参加者証を提示しなければならない

い。

(変更の届出)

第十三条 参加者は、参加者証の記載内容に変更があったとき(第二十条第一項に規定する場合を除く。)は、変更があった箇所を参加者証交付申請書に記載し、知事が別に定める書類を添えて速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(参加者証の再交付)

第十四条 参加者は、参加者証を紛失し、又は毀損したときは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証再交付申請書を知事に提出し、参加者証の再交付を受けることができる。

2 参加者は、前項の規定により参加者証の再交付を受けた後、紛失した参加者証を発見したときは、直ちに、これを知事に返納しなければならない。

(認定の取消し)

第十五条 知事は、参加者から認定の取消しの申請があったとき、参加者が第十条第一項各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき、又は参加者として不適当と認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2 参加者は、前項の認定の取消しを行う場合は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書(以下「参加終了申請書」という。)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により認定を取り消すこととした場合は、速やかに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了通知書を参加者に交付するものとする。

4 第一項の規定により認定を取り消すこととした当該参加者の認定の有効期間は、参加終了申請書の提出を受けて認定を取り消す場合は、参加終了申請書の提出を受けた日の属する月の末日までとし、参加終了申請書の提出によらずに知事が認定を取り消す場合は、認定を取り消すこととした日の属する月の末日までとする。

5 参加者は、参加終了申請書の提出によらずに認定を取り消されたときは、直ちに、参加者証を知事に返納しなければならない。

(入院記録票)

第十六条 知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変と診断された患者(以下「肝がん・重度肝硬変患者」という。)に対し、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票(以下「入院記録票」という。)を直接に又は指定医療機関を経由して交付するものとする。

2 入院記録票の交付を受けた肝がん・重度肝硬変患者は、指定医療機関に入院する際に当

該入院記録票を提示するものとする。

3 入院記録票を提示された指定医療機関は、知事が別に定める疾病により当該指定医療機関に入院した肝がん・重度肝硬変患者に対し、肝がん・重度肝硬変入院医療を実施した場合は、入院のあった月ごとに入院記録票に所定の事項を記載するものとする。

（指定医療機関の取消し）

第十七条 知事は、指定医療機関から次項の規定により指定の辞退の届出があったとき、指定医療機関が指定の要件を欠くに至ったとき、又は指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すものとする。

2 指定医療機関は、第九条第一項の規定による指定を辞退しようとするときは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関辞退出書を知事に提出するものとする。

3 知事は、第一項の規定により指定医療機関の取消しを行った場合は、当該医療機関にその旨を通知するものとする。

（措置）

第十八条 知事は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を適正に実施していない指定医療機関に対し、当該事業の適正な推進に必要な措置を講じるものとする。

（償還払い）

第十九条 参加者は、第十条第四項の規定による請求を行うときは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療費償還払い請求書に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（県外からの転入）

第二十条 県外で肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付を受けた者が、県内に転入し、引き続き参加者証の交付を受けようとする場合は、転入日の属する月の翌月の末日までに、変更箇所を記載した参加者証交付申請書に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 前項の場合において交付する参加者証の有効期間は、原則として従前住所地の転出日からその者が転入前に交付されていた肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の有効期間の終期までとする。

#### 第四章 雑則

第一号様式から第五号様式までを削る。

#### 附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）第九条第一項の規定による指定医療機関の指定、同条第二項の規定による指定医療機関の指定の申請若しくは同条第三項の規定による指定医療機関の指定の通知又は第十六条第一項の規定による入院記録票の交付若しくは同条第三項の規定による入院記録票の記載に関し必要な行為は、この規則の施行日においても行うことができる。

（経過措置）

3 新規則第九条第一項の規定により、平成三十二年三月三十一日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、当該指定の効力を生ずるとされた日の一年前の日（当該日が平成三十年四月一日以前の場合は、平成三十年四月一日）から当該指定を受けていたものとみなす。

4 平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に到達している者で、医療保険各法に規定する一部負担金の割合が一割とされているものについては、新規則第十条第一項第四号口中「二割」とあるのは、「一割」と読み替えて適用する。

5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

6 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。